

総会

配布：一般

2015年7月22日

原文：英語

人権理事会

第29会期

議事日程議題9

2015年7月2日に人権理事会により採択された決議

29/20. 民主主義と人種主義が相反すること

人権理事会は、

国際連合憲章の目的と原則に従って、

世界人権宣言を再確認し、

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約およびその他の関連する国際文書を想起し、

人種主義の根絶、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に関するウィーン宣言および行動計画において達した公約をまた想起し、

人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議で2001年9月に採択された、ダーバン宣言および行動計画を更に想起し、

その第81項と85項におけるダーバン宣言および行動計画、並びにその第10項と11項におけるダーバン再検討会議の成果文書が、民主主義と人種主義が相反することを認識していることを認め、

その中で、2015年1月1日に始まり2024年12月31日に終わるアフリカ系の人々のための国際10年を宣言した、「アフリカ系の人々：認識、正義および開発」というテーマの2013年12月23日の68/237、およびその中でアフリカ系の人々のための国際10年の実施のための活動計画を採択した、2014年11月18日の69/16の総会諸決議を想起し、

民主主義と人種主義が相反することに関する、2011年9月29日の人権理事会決議18/15および2006年11月27日の理事会決定2/106、並びに2000年4月20日の2000/40、2001年4月23日の2001/43、2002年4月23日の2002/39、2003年4月23日の2003/41、2004年4月19日の2004/38および2005年4月19日の2005/36の人権委員会諸決議をまた想起し、

人種主義の現代の形態、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に関する特別報告者の並びに民主主義と人種主義が相反することに関連した国際連合人権高等弁務官の、全ての関連する報告書を念頭に置きつつ、

人権理事会の第21会期に提出された、民主主義と人種主義が相反することに関する高等弁務官の報告書¹に感謝の念をもって留意し、

政界における、世論の分野におけるまた社会全体における人種差別主義、人種差別、外国人嫌いおよび関連する不寛容の増加に不安を残しつつ、

民主主義、国民の必要性和憧れに対応する透明な、責任のある、説明責任のあるそして個人参加方式の統治、および人権、基本的自由並びに法の支配の尊重は、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の効果的な予防および排除にとって不可欠であることを強調し、

人種的な暴力行為は、意見の合法的な表明を構成せずむしろ違法な行為または犯罪であること、そして政府や公的機関により是認された人種主義や差別の行為は、民主主義を脅かす可能性があることを再確認し、

言論および表現の自由の重要性並びに寛容と他人の尊敬の促進におけるまた多民族のそして

¹ A/HRC/21/27.

包括的な社会の建設における教育とその他の活動の基本的役割を認識し、

民主主義と透明で説明責任のある統治と相反するものとして、人種主義、外国人排斥または人種優越主義および関連する差別に基づく政治的プラットフォームや組織、並びに人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に基づく法令や慣行を非難し、

国家が、寛容と人権を促進した民主主義、法の支配および透明で説明責任のある統治を強化する方法として、人種主義、人種差別、外国人排斥およびその他の不寛容と闘うため、その公約を補強することの重要性を強調し、

人種主義者や外国人排斥の態度により動機付けられた犯罪に対する公的機関により大目に見られた刑事責任の免除のあらゆる形態は、法の支配および民主主義を弱めることにおいて役割を果たしたそのような行為の再発を奨励する傾向があることを再確認し、

1. 政府の政策により大目に見られた人種主義、人種差別、外国人排斥およびその他の不寛容は、関連する国際的なまた地域の人権文書において確立されたように、人権を侵害した民主主義、法の支配そして透明で説明責任のある統治と相反するものであることを再確認する。

2. 課題と良い実践を特定する目的で、民主主義と人種主義が相反することに関するパネルディスカッションを、その第 31 会期に、招集することを決定する。

3. 国際連合人権高等弁務官に対し、パネルディスカッションへのその参加を確保することを目的に、国家、関連する国際連合機関、基金および計画、条約機関、特別手続そして地域の人権メカニズムと、並びに市民社会、非政府組織、国内人権機関および適切な場合には専門の国内平等機関と協議して、パネルディスカッションを準備することを要請する。

4. 高等弁務官に対し、人権理事会の第 32 会期に人権理事会への提出のためパネルディスカッションに関する概要報告書を準備することをまた要請する。

第 44 回会合

2015 年 7 月 2 日

〔投票なしで採択〕